フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

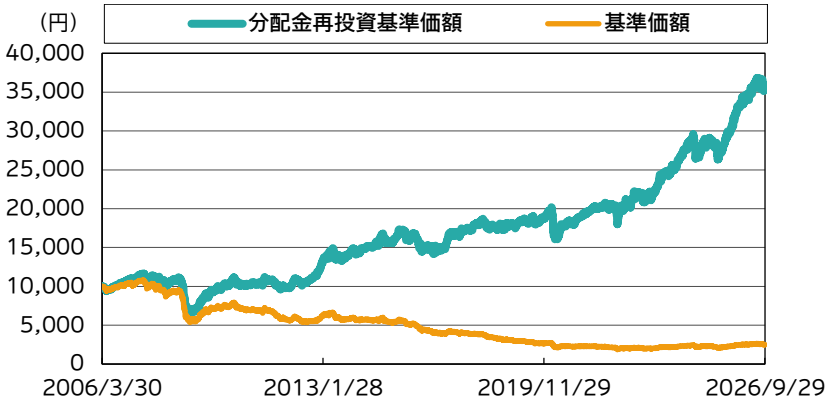
マンスリーレポート
2026年9月30日基準

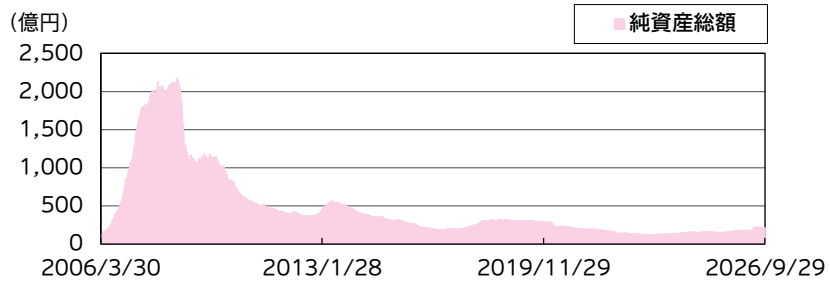
追加型投信／海外／債券

運用実績

運用実績の推移

（設定日：2006年3月31日）





※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額（円）	2,479	2,589
純資産総額（百万円）	21,212	22,008

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額（円）	基準日
設定来高値	10,820	2007/07/10
設定来安値	1,857	2022/03/08

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率（税引前分配金再投資）（%）

1ヵ月	-3.7
3ヵ月	-3.7
6ヵ月	3.6
1年	14.5
3年	43.1
5年	73.2
10年	139.7
設定来	253.1

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績（税引前）（直近1年分）

期	決算日	分配金（円）	期	決算日	分配金（円）
第233期	2025/10/15	15	第239期	2026/04/15	15
第234期	2025/11/17	15	第240期	2026/05/15	15
第235期	2025/12/15	15	第241期	2026/06/15	15
第236期	2026/01/15	15	第242期	2026/07/15	15
第237期	2026/02/16	15	第243期	2026/08/17	15
第238期	2026/03/16	15	第244期	2026/09/15	15
			設定来累計分配金		12,180

※分配金は、1万口当たりの金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成（%）

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド	97.1
国内短期公社債マザーファンド	0.5
現金等	2.4

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

アセットマネジメントOne

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの状況

※フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドのデータ(原則現地月末前営業日時点)を基に委託会社が作成しています。

資産構成比率（%）

公社債	96.7
現金等	3.3
合計	100.0

※組入比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの純資産総額に対する割合です。

ポートフォリオの状況

最終利回り(%)	9.32
直接利回り(%)	8.19
平均残存期間(年)	8.34
デュレーション(年)	5.01
信用格付け	BB

※最終利回りは、キャッシュを含めたものです。投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。
※適切な利回りが計算出来なくなった銘柄については除外して、利回りを計算しています。
※デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいほど、金利が変化した際の債券の価格変動が大きくなります。
※信用格付けは、公社債・その他(キャッシュ等)の信用格付けを加重平均したものです。フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドおよびフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの信用格付けではありません。
※無格付債については、利払いが正常に行われているものについては、B-、利払いが正常に行われず債務不履行の状態に陥っているものについてはD格として取り扱うものとしています。
※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

通貨別組入比率（%）

通貨	組入比率
米ドル	62.2
メキシコペソ	5.3
南アフリカランド	4.1
カザフスタンテンゲ	3.5
ブラジルレアル	3.3
トルコリラ	2.6
エジプトポンド	2.5
ユーロ	2.4
ウズベキスタンスム	2.0
ナイジェリアナイラ	1.9
コロンビアペソ	1.7
モンゴルトゥグルグ	1.6
ドミニカ共和国ペソ	1.6
ウガンダシリング	1.2
アルゼンチンペソ	1.2
インドルピー	1.0
ジャマイカドル	0.7
ハンガリーフォリント	0.6
アゼルバイジャンマナト	0.4

※組入比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。

地域別組入比率（%）

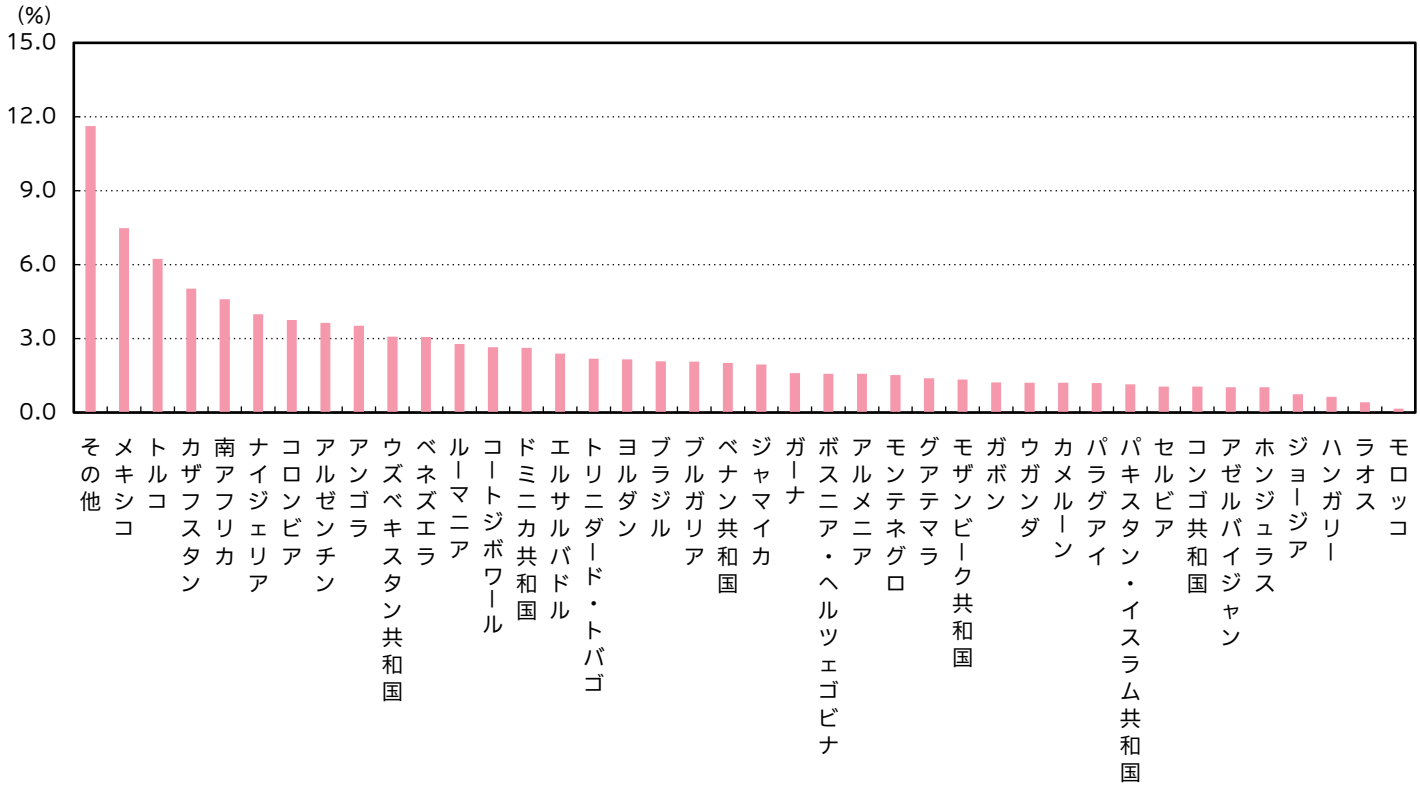
地域	組入比率
中南米	32.8
極東・その他アジア	13.0
中東・アフリカ	26.7
東欧	15.9
その他	11.6

※組入比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。
※「その他」は、国際機関債です。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

国別組入比率



※組入比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。
※「その他」は、国際機関債です。

格付別組入比率（%）

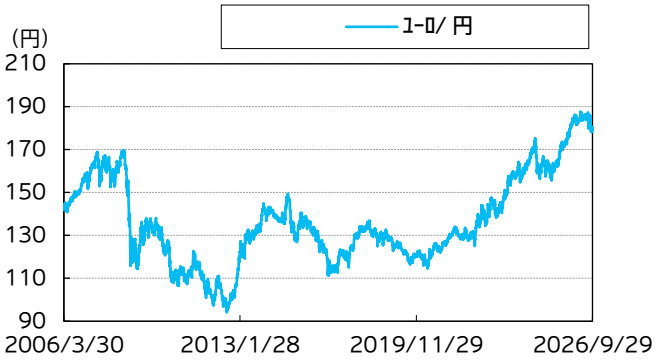
格付け	組入比率
AAA	8.8
AA+	2.3
BBB+	2.6
BBB	5.0
BBB-	12.3
BB+	1.4
BB	16.5
BB-	17.3
B+	5.5
B	0.9
B-	17.6
CCC+	3.2
CCC	2.3
CCC-	1.3
D	3.1

※組入比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。
※格付けについては、S&P、Moody'sを参考に作成しています。（表記方法はS&Pに準拠）
※無格付債については、利払いが正常に行われているものについてはB-、利払いが正常に行われず債務不履行状態に陥っているものについてはD格として取り扱うものとしています。

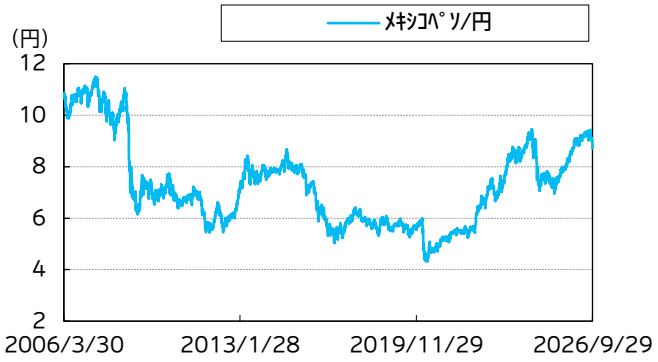
当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

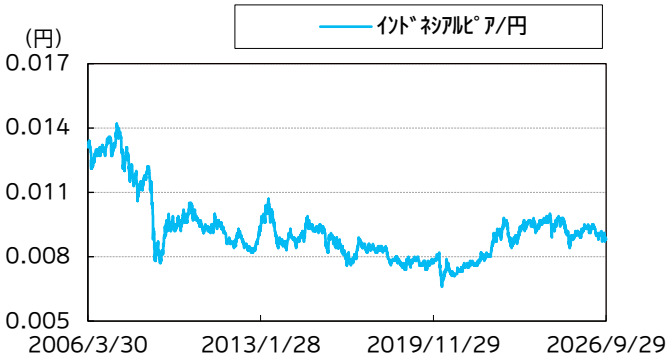
市況動向

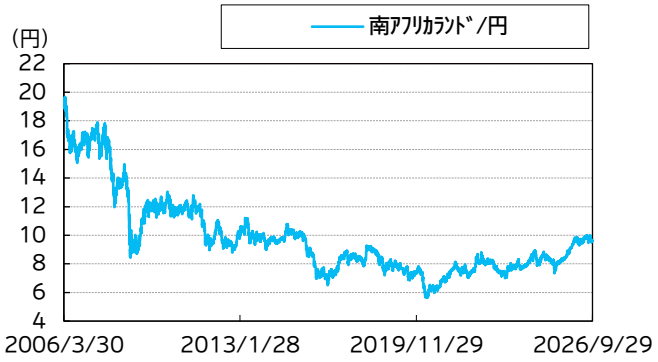


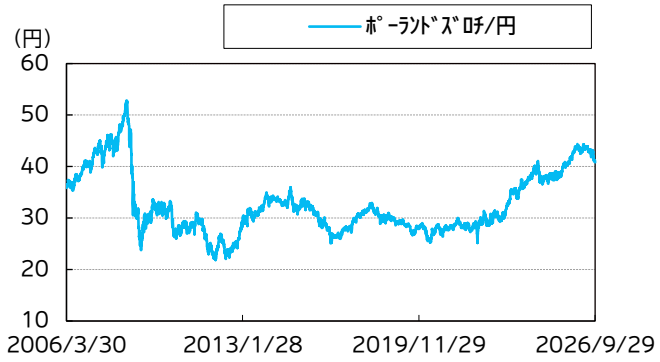




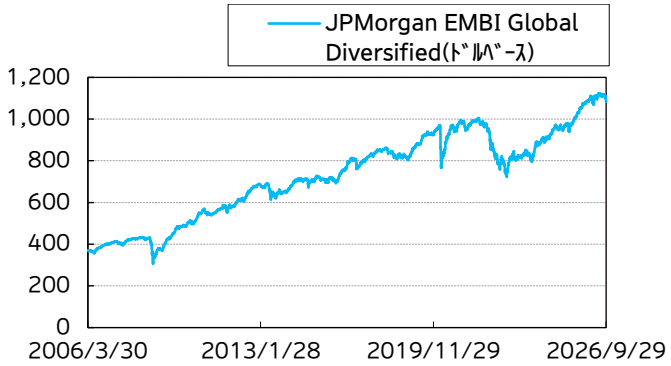


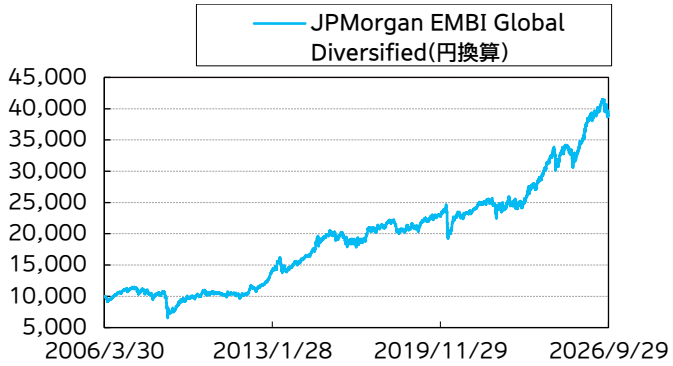






当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。





※指数の詳細は、後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。
※JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)は、JPMorgan EMBI Global DiversifiedをアセットマネジメントOneが円換算したもので、設定前営業日を10,000として指数化しています。
※為替は、一般社団法人資産運用業協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。
※Bloombergのデータを基に委託会社が作成。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

マーケット動向とファンドの動き

■市況の概況
欧米国債市場は、軟調に推移しました。米国では、上旬は、原油価格上昇を背景としたインフレ圧力への警戒感に加え、市場でFRB(米連邦準備理事会)による利上げ観測が強まったことから軟調でした。中旬は方向感がない展開となりましたが、月末にかけては、FRB高官によるタカ派的な発言を受けて追加利上げや金融引き締め長期化への観測が高まったこと及び財政赤字拡大に伴う国債増発懸念などから再び軟調となりました。
欧州では、上旬はECB(欧州中央銀行)が利上げしたことなどから軟調でした。その後、月末にかけても、堅調なユーロ圏PMI(購買担当者景気指数)を受け、軟調に推移しました。
エマージング(新興国)債券市場は、先進国通貨建て債券市場、現地通貨建て債券市場ともに軟調な展開となりました。また、エマージング通貨は、上旬は日米の協調為替介入への警戒感などから円高となりましたが、その後は方向感がない展開となりレンジで推移し、前月末対比対円で下落しました。なお、米国国債とエマージング債券の利回り格差を示す信用スプレッドは縮小しました。
先進国通貨建エマージング債券市場の騰落率は、米ドル建エマージング債券の指標であるJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(2026年8月28日から2026年9月29日)で見ますと、米ドルベースでは▲3.2%、円ベースでは▲4.6%となりました。国別では、モザンビークとレバノンが堅調となりました。一方で、エクアドルとウクライナが軟調となりました。
現地通貨建エマージング債券市場の騰落率は、JPモルガンGBI-EM・ブロード・ダイバーシファイド・インデックス(現地通貨建ての国債インデックス)で見ますと、米ドルベースでは▲2.8%、円ベースでは▲4.1%となりました。国別では、ブラジルと中国が堅調となりました。一方で、メキシコとチリが軟調となりました。

■ポートフォリオの状況
当期は以下の取引を行いました。
カザフスタン・テンゲ(KZT)建て国債のデュレーションを長期化。
同国は多額の対外準備資産を保有しているため、為替リスクはある程度抑制されています。KZT建て国債の利回りは依然として世界的に見て高い水準にありますが、これは同国が過去にインフレ管理で苦戦してきたことを部分的に反映しています。一方で、インフレ環境の改善を目指した構造改革には実質的な進展が見られています。2026年には、国家石油基金から政府予算への移転額が大幅に削減されており、実質的な財政引き締めを示しています。また、中銀は過去1年間の政策運営において、為替変動の抑制により迅速に対応する姿勢を示しており、外部ショックが国内インフレへ波及する度合いの低下が期待されます。さらに、中長期的な構造的な投資テーマも存在します。現在計画されている制度改革により、今後数年間でKZT建て国債がユーロクリア決済に対応する見込みであり、将来的にはGBI(グローバルボンドインデックス)への組み入れにつながる可能性があります。これにより市場流動性の改善が期待され、金利が低下すると考えています。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

今後の運用方針

■今後の見通し
投資家の主な関心は引き続きエネルギー価格とインフレ見通しに向けられています。中東情勢の政治的解決にはなお時間を要するとみられる中、エネルギー在庫の減少を背景に原油価格への上昇圧力は継続し、さらに強まる可能性があります。エネルギーショックが長期化した場合、世界の金利、米ドル相場、新興国の経済ファンダメンタルズにさらなる影響を及ぼすと考えられます。特にエネルギー輸入国では、財政状況への負担が一段と高まる可能性があります。
このような厳しいマクロ経済環境の下でも、新興国全体のファンダメンタルズは引き続き重要な下支え要因となっています。対外収支は総じて改善傾向にあり、多くのハイイールド新興国では改革が進展しています。また、資金流入も引き続き堅調です。そのため、歴史的にタイトな水準からある程度のスプレッド拡大は予想されるものの、基本シナリオでは大幅な拡大には至らないと考えています。この資産クラス内では、高利回り新興国ハイイールド債が新興国投資適格債を引き続き上回るパフォーマンスを示すと予想しています。これは、ハイイールド国の方が独自の改革ストーリーを有していることに加え、先進国の金利やスプレッドの変動に対する感応度が比較的低いためです。
先進国通貨建て債券と現地通貨建て債券の双方において、引き続き慎重な銘柄選択が重要です。新興国債券のスプレッドは依然として歴史的観点からみてタイトな水準にあり、年末までのリターンはこれまで以上にインカム収入によって支えられると予想しています。
新興国通貨は全体として引き続き下押し圧力を受ける可能性があります。これは、米国の長期金利上昇や安全資産需要の高まりが米ドル高要因となるためです。また、新興国の中央銀行は国内景気が減速した場合でも慎重に金融緩和を進めるとみられ、全体として金融政策はより引き締め方向へ傾く傾向が強まっています。
こうした見通しの下、各国固有の状況等を考慮しながら積極的に投資機会を模索し、ポートフォリオを構築していく方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。
※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

主として投資信託証券に投資し、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

1．外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

- 新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。
- 新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。
- 新興国は、格付会社より投機的格付け（BB格以下）を付与されている国が多く含まれ、当ファンドは投機的格付けに相当する国にも実質的に投資します。
- また、新興国は過去に債務不履行を経験している国も多くあります。

2．主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

- ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド」（以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド）と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用：アセットマネジメントOne）に投資します。
- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。
- 投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
- ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

※ ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの特色

- 新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
- 米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
- 対円での為替ヘッジは原則として行いません。

※ 新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

（分配方針）

原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※ 運用状況により分配金額は変動します。
※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

主な投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。**これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
また、投資信託は預貯金と異なります。
なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 新興国のリスク

新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。
新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。
その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。

● 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。

● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

● 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・シンガポールの銀行の休業日 ・ケイマンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。

信託期間	2028年9月15日まで（2006年3月31日設定）
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするボンド・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。 ・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権の総口数が20億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、**3.3%（税抜3.0%）**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	実質的な負担：ファンドの日々の純資産総額に対して最大で**年率1.705%（税抜1.6%）程度** ※上記はボンド・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・ファンド：ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%（税抜1.05%） ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社（フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド）に対する投資顧問報酬（年率0.05%）が含まれます。 ・投資対象とする外国投資信託：ボンド・ファンドの純資産総額に対して年率0.55%（上限）
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 ※投資対象とするボンド・ファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

投資信託に関する留意点

投資信託は、

●預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

●購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

●投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

●投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年10月20日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	
三菱UFJ　eスマート証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
永和証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第5号	○				
株式会社SBI証券 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第8号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第67号	○	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第7号	○				
みずほ証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第110号	○				
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者　中国財務局長（金商）第5号	○				
楽天証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3335号	○	○			
フィリップ・キャピタル証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第127号	○		○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者　福岡財務支局長（金商）第75号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第26号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
野村證券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第20号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者　四国財務局長（金商）第7号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関　中国財務局長（登金）第11号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	※1
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第24号	○	○			※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者　北海道財務局長（金商）第1号	○				※1
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第170号	○	○			※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者　中国財務局長（金商）第20号	○				※1
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第169号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2026年10月20日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社三井住友銀行（委託金融商品取引業者　SMBC日興証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

指数の著作権などについて

JPMorgan EMBI Global Diversifiedに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

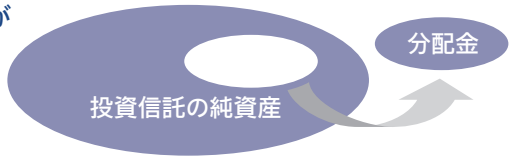
当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

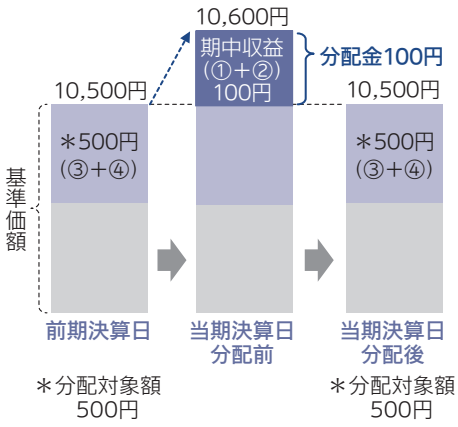
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）　②有価証券売買益・評価益（経費控除後）　③分配準備積立金　④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

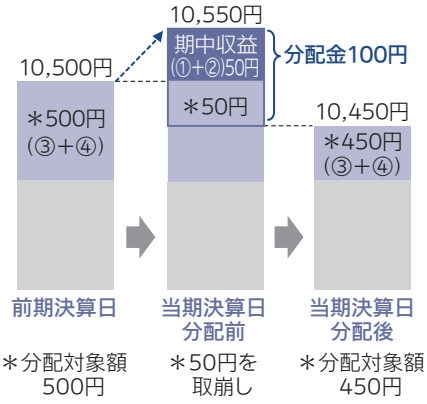
ケースA



＊分配対象額500円　＊分配対象額500円

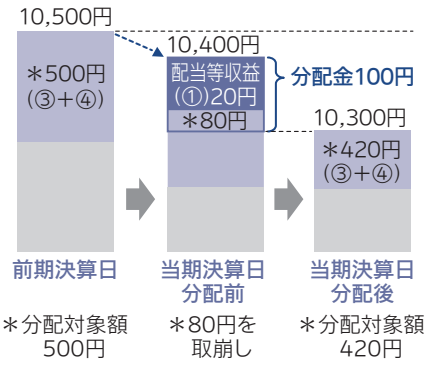
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB
＜前期決算日から基準価額が上昇した場合＞



＊分配対象額500円　＊50円を取崩し　＊分配対象額450円

ケースC
＜前期決算日から基準価額が下落した場合＞



＊分配対象額500円　＊80円を取崩し　＊分配対象額420円

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

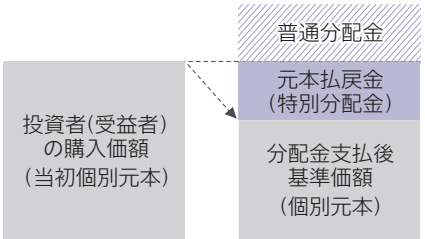
ケースA	分配金受取額100円 ＋ 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 ＝ 100円
ケースB	分配金受取額100円 ＋ 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 ＝ 50円
ケースC	分配金受取額100円 ＋ 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 ＝ ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

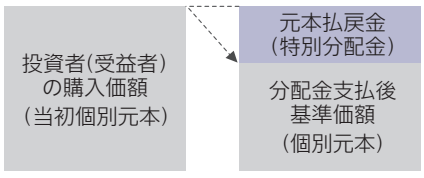
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者（受益者）のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

アセットマネジメントOne